

「契約締結時交付書面等の電磁的方法による交付等に係る取扱規程」新旧対照表

平成 22 年 4 月 17 日

(下線部分改正)

新	旧
<p>第 3 条（電磁的方法による交付方法）</p> <p>前条各号の書面に記載する事項を提供する場合は、当社、または当社が契約しているデータセンターで運営されるホームページ内の認証が必要とされる特定のページ等(以下「会員ページ」)に顧客ファイルを設け、当該顧客ファイルに書面の記載事項を記録し、顧客の閲覧に供する方法(「金融商品取引業等に関する内閣府令」第 56 条第 1 項ハ)、及び会員ページに顧客ファイルを設け、当該顧客ファイルに同意に関する記載事項を記録し、顧客の閲覧に供し、顧客の同意に関する事項を記録する方法(「金融商品取引業等に関する内閣府令」<u>第 57 条の 3</u><u>第 1 項</u>口)により電子交付等を行います。</p>	<p>第 3 条（電磁的方法による交付方法）</p> <p>前条各号の書面に記載する事項を提供する場合は、当社、または当社が契約しているデータセンターで運営されるホームページ内の認証が必要とされる特定のページ等(以下「会員ページ」)に顧客ファイルを設け、当該顧客ファイルに書面の記載事項を記録し、顧客の閲覧に供する方法(「金融商品取引業等に関する内閣府令」第 56 条第 1 項ハ)、及び会員ページに顧客ファイルを設け、当該顧客ファイルに同意に関する記載事項を記録し、顧客の閲覧に供し、顧客の同意に関する事項を記録する方法 (「金融商品取引業等に関する内閣府令」<u>第 60 条第 1 項</u>口) により電子交付等を行います。</p>